

令和△年△△月△△日

あて

- ・医療機関に係る費用の一切（診察、検査、主治医意見書作成料等）は、保険診療・自費診療にかかわらず、全て申請者の自己負担となります。
- ・主治医意見書は、原則として申請書の提出日前3か月以内に発行されたものが有効となります。
- ・医療機関（耳鼻咽喉科）及び補聴器購入業者（管理医療機器取扱業者）の指定はありません。
- ・申請書類の提出先は「富谷市保健福祉総合支援センター（022-348-1138）」です。市役所本庁や出張所には提出できません。